

2006年3月21日

T M P C L O 発

I M F 宛て（正確には判読不能）

件 名： T M P C L O の 声 明

親愛なる兄弟へ

まず最初に、私達はフィリピントヨタの労働者にかかわる労働問題にかんする重要事項について私達と討議するためご招待下さった貴方のご努力を高く評価いたします。私達は、下記の理由から 2006年3月16日の会談に出席できなかったことを遺憾に思います。

1. そもそも私たちはこの会談への招待はされていず、私達への招待は 2006年3月14日（午後2時）へのものだけでした。しかしながら、2006年3月15日の会議については、就業時間後（午後6時）に開催されたものでありましたから、I M F からたとえ口頭でも招待を頂けていたならば、私達は出席することが出来たのです。
2. 2006年3月16日は、私達にとっては正規の就業日でありましたから、私達は各自がこの日時に離席を届けることが出来ませんでした。

T M P C L O の 組 合 員 の 最 終 決 定 は、 依 然 と し て 同 じ で あ り、 次 の と お り で す。

1. 承認（訳注：自分たちの組合の承認を取ることということでしょう）
2. 経営側との労働協約
3. 原職復帰
 - i. 事件はすでにフィリピン最高裁に懸かっています。
 - ii. しかしながら、もしも同裁判所が解雇された労働者の原職復帰を認める判決を出したときには、T M P C L O は問題を真剣に経営側と話し合います。

私達は、残念ながら、T M P C L O は今回は解雇された労働者の原職復帰についてはI M F を支持することが出来ないことを申し上げざるをえません。なぜならば、組合員にとってはこれが組合の決定であるからです。私達は、I M F の幹部会（？）が去る2006年3月14および15日にT M P C L O とI M F の派遣代表者が到達した、わが組合員との協議の結果をI M F は尊重するとの了解内容を尊重して下さるよう希望します。

最後に、私達は、去る2006年3月16日のI M F、トヨタ各組合およびT M P C W A の会議の評価・要約についてコメントしたいと思います。T M P C W A が2006年3月16日付の当該書類を配布しており、その第2項で次のとおり述べているからです。

「この会議では、第2段階として、I M F の地域事務所の助力を得て、会社との団体交渉手続を開始することであり、これは全労働者を代表して行うものであって、T M P C W A

とTMPCLLOの代表者を含んで行うものです。

TMPCLLOは、IMFによるこの陳述を訂正したいと思います。

1. TMPCLLOは、いまだかつて、TMPCLLOとTMPCWAによる共同の団体交渉手続に同意したことはありません。このことを執拗に主張したのはIMFの派遣代表者でした。
2. TMPCLLOは、いかなる勢力からも影響を受けることなく自己の独立を維持し続けます。私達の決定は、すべて組合員から発しています。これを私達は組合と呼んでいます。これらのことすべてを通じて、TMPCLLOは確固として立ち、私達の権利を行使していくことを放棄しません。とりわけ、多数の労働者が、経営側との団体交渉においてはTMPCLLOに代表してもらいたいということを口に出して言い、かつそれを望むようになった現状においてはなおさらです。

私達は、これまでIMFはTMPCLLOに対して不公平であったと思います。最初から、私達は正当な手続（デュープロセス）を受けることが出来る民主的な権利を拒否されてきました。こうした事態の進展に至る前になんらの調査もIMFが行ってこなかったことを考え合わせるならば、に3月14日の会合前においてさえすでに、IMFの派遣代表者は自分の考えを固めていたわけでしょう。

したがって、私達は、今後さらにいかなる会合や話合を持ったとしてももはや実効性はなく、私達トヨタ労働者にとっては問題をよりいっそう紛糾することになりかねません。

ウィルソン・ロモトス

TMPCLLO

委員長